

平成 28 年  
第 2 回

# 石狩湾新港管理組合議会定例会会議録

第 2 号

平成 28 年 9 月 7 日（水曜日）

## 議事日程 第 1 号

9 月 7 日午後 3 時 00 分開議

日程第 1、会議録署名議員の指名

日程第 2、会期決定の件

日程第 3、議案第 1 号並びに報告第 1 号ないし第 4 号

## 出席議員（12 人）

議 長	12 番	八 田 盛 茂 君
副 議 長	6 番	鈴 木 喜 明 君
	1 番	加 納 洋 明 君
	2 番	片 平 一 義 君
	3 番	青 山 祐 幸 君
	4 番	秋 元 智 憲 君
	5 番	小 貫 元 君
	7 番	白 川 祥 二 君
	8 番	道 下 大 樹 君
	9 番	梶 谷 大 志 君
	10 番	吉 川 隆 雅 君
	11 番	角 谷 隆 司 君

## 列席者

管理者 北海道知事 高 橋 はるみ 君

## 出席説明員

専任副管理者	小 林 亘 君
副 管 理 者	上 林 猛 君
副 管 理 者	白 井 俊 君

会計管理者	山	本	広	海	君
総務部長	早	川	友	浩	君
振興部長	藤	田	謙	二	君
参事(総務担当)	山	田		聡	君
参事(管理担当)	上	田		均	君
参事(企画振興担当)	富	木	浩	司	君
参事(計画担当)	磯	田	正	勝	君
参事(施設担当)	青	山	和	男	君
出納室長	篠	原		聡	君

---

議会事務局職員出席者

事務局長(兼務)	山	田		聡	君
書記(同)	横	田		聡	君
書記(同)	三	谷	圭	弘	君

---

午後3時00分開会

1. 開 会

○議長(八田盛茂君) ただいまより、本日招集されました平成28年第2回定例会を開会いたします。

---

1. 開 議

午後3時01分開議

○議長(八田盛茂君) これより、本日の会議を開きます。

1. 日程第1、会議録署名議員の指名

○議長(八田盛茂君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第94条の規定により、会議録署名議員には、

小	貫	元	君	
片	平	一	義	君

の2名を指名いたします。

1. 諸般の報告

○議長(八田盛茂君) 次に、諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長(山田聡君) 管理者から提出のありました議案は、議案第1号並びに報告第1号ないし第4号であります。

このほか、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。

○議長（八田盛茂君） この際、ご報告いたします。

議員派遣の決定について、会議規則第96条第1項ただし書きの規定により、お手元に配付のとおり、議長において決定いたしました。

以上、報告いたします。

#### 1. 日程第2、会期決定の件

○議長（八田盛茂君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日9月7日、1日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（八田盛茂君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日、1日間と決定いたしました。

#### 1. 日程第3、議案第1号並びに報告第1号ないし第4号

○議長（八田盛茂君） 日程第3、議案第1号並びに報告第1号ないし第4号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

専任副管理者小林亘君。

#### 1. 議案第1号並びに報告第1号ないし第4号の説明

○専任副管理者（小林亘君） ただいま議題となりました議案第1号並びに報告第1号ないし第4号につきましてご説明申し上げます。

議案第1号の石狩湾新港管理組合監査委員の選任につき同意を求める件でございますが、お手元の議案書の1ページをごらんください。

北海道監査委員から選任されておりました竹谷千里委員につきましては、組織団体における監査委員を平成28年3月31日をもって退任したことから、後任の監査委員として北海道代表監査委員から推薦のありました東陽一氏を後任の監査委員として選任するため、議会の同意を得ようとするものでございます。

次に、報告第1号の専決処分報告につき承認を求める件につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案の報告その1をごらんください。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成28年3月14日付で専決処分いたしました石狩湾新港管理組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び平成28年3月31日付で専決処分いたしました石狩湾新港管理組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、同条第3項の規定により、議会の承認を得ようとするものでございます。

続きまして、報告第2号ないし第4号につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案の報告その2をごらんください。

当管理組合が出捐及び出資しております一般財団法人石狩湾漁業操業安全基金協会など3法人の

経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告するものでございます。

以上、提出いたしました案件につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

### 1. 質疑並びに一般質問

○議長（八田盛茂君） これより、質疑並びに一般質問に入ります。

質問の通告がありますので、順次、これを許します。

小貫元君。

○5番（小貫元君） 日本共産党を代表して質問します。

最初に、来年度の予算要望についてお聞きします。

一つ目は、ガントリークレーンを新たに設置するための設計費についてです。

現在のガントリークレーンは、昨年度利用実績で年間790時間、最大の利用が1月で74時間、最小が12月で55時間と聞いています。最大利用した1月で、ガントリークレーンの1回当たりの平均利用時間、平均処理コンテナ数について説明してください。

加えて、昨年度で、定期航路の入港が重なった回数と時間がどのくらいあったのか、説明してください。

ガントリークレーンの昨年度の使用料収入は3747万5000円、公債費償還額は8525万2000円です。加えて、保守、整備、修繕の費用4110万円を加えれば、8887万7000円の赤字になります。これが昨年1年間の管理者負担になっているわけです。新しいガントリークレーンの設置は、新たな管理者負担を負わせることになります。現在のガントリークレーンを使用し、1基で運用するべきであり、これ以上新たな負担を母体に負わせるべきではありません。管理者の見解を示してください。

二つ目は、北防波堤の延伸工事についてです。

ことしの配分が7億860万円となり、またもや要求どおりとなりませんでした。何度も指摘しているように、国が急ぐ必要のない工事だと判断しているようなものです。さらに、ゼロ国債がなければ、配分額がここ数年の7億円前後から減少することも想定されます。

予算要求について、年間施工可能量などを勘案しながら要求しているとのことですが、2015年度当初予算要求は、ケーソン製作50メートル、ケーソン据えつけ50メートル、地盤改良100メートルで20億円の予算要求をしています。来年度、ケーソンについては同額で50メートルとなっていますが、地盤改良は2015年が100メートルで、来年度は60メートルと言います。これでは、年間施工可能量をもとにしているのではなく、20億円先にありきで予算要求をはじき出しているのではないですか、説明を求めます。

この間、事業に対する予算配分からも、20億円という予算要望は多額だと言わざるを得ません。これでは、地方財政法第3条にも反する予算となります。正確に財源を捕捉し、経済の現実在即してその収入を算定すべきです。管理者の見解を求めます。

西埠頭が王子エフテックスの専用埠頭ではないかと指摘すると、利用が想定される企業に要請をしている、昨年度は石材、鋼材などの建設資材やバイオマス発電燃料の取り扱いが想定され、大型船舶の利用が見込まれる企業に対して要請していると言います。

そこで、西埠頭では、バイオマス発電の燃料であるPKSの輸入が予定されています。現在、PKSを利用した発電所の計画の進捗状況について、企業名や立地場所、事業開始までのスケジュール、発電能力、PKS輸入量について説明してください。

次に、洋上風力発電について伺います。

グリーンパワーインベストメントが4月に環境影響評価準備書を作成し、意見の公募を行ったところです。事業は、石狩湾新港の沖合に4000キロワットの風力発電施設を26基建設するものです。総出力は10万4000キロワットになります。洋上風力の建設については、環境保護団体や地域住民から環境や健康への影響が指摘されているところです。

平成26年の港湾統計によれば、石狩湾新港には1631隻の船舶が入港しています。また、それに伴う港湾関係者が働いているところです。また、洋上風力の建設には管理組合の占用許可が必要になります。その占用許可に当たり、グリーンパワーインベストメントの準備書に沿って幾つか質問します。

一つ目は、波浪調査や潮流調査についてです。

洋上風力発電の環境影響評価準備書では、平成25年度石狩湾流況調査報告書を引用して、海流観測結果から流況は複雑に変化していることがわかると書いてあるだけです。港湾における洋上風力発電施設等の技術ガイドライン案では、港湾管理者は、このガイドラインの第3章以降の記載事項の実施状況を確認するものとするあり、第3章では、調査項目として、洋上風力事業者は、港湾区域における洋上風力発電施設等の計画及び設計に当たって、気象、海象、地盤、生物環境、船舶交通及びその他の水域利用、港湾計画等について調査を実施するものとあります。事業を実施する上では、ガイドラインが示すとおり、港湾管理者が実施状況を確認することになります。このガイドラインに照らして、準備書に記載の調査では不十分です。

港湾管理者としての事業者による海象調査に対する見解と、今後の事業者への対応を示してください。

二つ目は、海底調査についてです。

NEDOのガイドブックでは、海底調査について次のように述べています。

海底地形調査は、候補海域における海図、海の基本図等の既往調査資料を参照にすることは無論であるが、現地測量等を行って海底地形の形状を把握することは必要であると。準備書では、図に示すとおりとしながら、その図は昭和55年のものです。管理組合が設立されたのは昭和53年ですから、港の形ができ上がっておらず、現状の海底地形図とは言えない図面をもとに準備書をつくっています。この海底地形図は現状と変わらないと言えますか、占用許可を出す前に再調査の実施を要求すべきではないですか、お答えください。

石狩湾新港では、砂による水域施設の埋没抑制を図るためとして、西防砂提約31億4000万円、防砂提約11億3000万円、東防砂提約44億円、航路護岸約5億3000万円、しゅんせつ約3億8000万円の合計95億8000万円がつき込まれています。

現状の砂の流れについて説明するとともに、風力発電施設が建設されることにより、海底の砂の流れはどのように変化すると推測できますか、新たに砂浜ができることや航路が砂に埋まることはありますか、管理者の意見をお聞かせください。

また、漂砂による部材等の摩耗について、管理組合としてどの程度考慮されるべきものと考えているのか、事業者はこの影響をどのように考慮しているのか、説明してください。

三つ目に、風力発電に関する騒音に関して伺います。

方法書に対して、風車メーカーや工事内容が未決定の段階での縦覧は不適切との意見に対し、準備書において明記しますと答えていましたが、メーカーの記載は見送られました。

風車メーカーはどこですか。

また、準備書に記載されなかったことについて、管理組合の見解を示してください。

経産省からの意見では、純音成分、スイッシュ音の程度について記載することとありました。しかし、準備書では、これらの影響について分析されていません。純音成分やスイッシュ音についての影響をどのように捉えていますか、見解を示してください。

近隣住民や研究者などから、風力発電による騒音について、不安の声と健康への影響があると指摘されています。管理組合として、低周波、超低周波の健康への影響をどう考え、事業の占用許可を出す前に事業者に対して今後どのような対応を求めていくつもりか、説明してください。

四つ目に、事業の占用許可に関して伺います。

管理組合によれば、公募の要件の一つに系統連系に関する事項を設けています。応募者は、系統連系のための対応について確認し、実施する方策とともに、系統連系または送電のための対策について提案するものとするとしています。風力発電事業者は、どのように提案して公募要件を満たしたのか、説明してください。

洋上風力発電事業は、NEDOの補助を受けています。そのNEDOの風力発電導入ガイドブックによれば、風車の配置について、風下に形成される風況の乱れた領域によるエネルギー取得量減少を防ぐには、卓越風向きに対し、直角方向に3D、風下方向に10Dの距離を確保することが実験や実測により確かめられているとしています。このことに照らして、準備書による配置は満たしているとは言えないと考えますが、どのように配置されているか、説明してください。

公募への応募の段階で、事業者が管理組合に示した事業の総出力が実現できない場合、公募の審査基準である事業実施計画の実現性が高いという項目で評価できないのではないですか。

再質問を留保し、終わります。

**○議長（八田盛茂君）** 専任副管理者小林亘君。

**○専任副管理者（小林亘君）** 小貫議員のご質問にお答えします。

初めに、来年度の予算要求に関し、まず、ガントリークレーンの利用状況についてでございます。

平成28年1月は、コンテナ船11隻の利用があり、1隻当たりの利用時間は平均で約7時間、コンテナ取扱個数は1隻当たり平均で約400TEUとなっております。

次に、定期コンテナ船の入港についてであります。現在の本港における外貿定期コンテナ航路は、火曜日に1便、木曜日に1便、木曜日から金曜日にかけて1便の週3便であり、運航スケジュール上で木曜日の利用が重なっております。本港では、コンテナ船の2隻同時の荷役ができないことから入港が重なったことはありませんが、船舶代理店からは後に入港する予定のコンテナ船が時間の調整を行うことがあるというふう聞いております。

次に、新たなガントリークレーンの設置についてであります。石狩湾新港の外貿コンテナ取扱量は、近年、増加傾向にあり、北海道の日本海側の物流拠点としてその重要性が高まっているところでございます。こうしたことから、将来における外貿定期コンテナ航路の増加による2隻同時荷役への対応が必要なことや、仮にガントリークレーンの故障や事故が発生し、長期に荷役が停止した場合には、石狩湾新港地域はもとより、北海道経済に与える影響は極めて大きいことなどから、早期に新たなガントリークレーンの設置が必要であると考えているところでございます。

次に、北防波堤に係る予算要望についてであります。来年度の予算要望額は、北防波堤の早期完成に向けて事業の進捗を図るため、年間施工量などを勘案しながら必要な額を要望しようとするものでございます。

次に、予算要望額についてでございますが、北防波堤延伸工事の要望額は、年間施工量等を踏まえて積み上げた事業費でございます。適切な要望額であると考えているところであります。管理組合といたしましては、母体負担金の軽減を図られるよう、今後とも歳入の増加に取り組むとともに、歳出の削減に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、パームヤシがら、PKSを主要燃料とする発電所の計画についてでございますが、昨年6月に発電事業会社である石狩新港新エネルギー発電合同会社が設立され、石狩湾新港地域内におけるバイオマス発電事業の計画が公表されました。同社によりますと、発電出力は5万キロワットで、平成31年9月に商業運転の開始が予定されており、使用燃料には輸入バイオマス燃料であるPKSなどが想定されておりますが、具体的な輸入量等につきましては検討中というふうに聞いております。

次に、洋上風力発電に関し、まず、海象調査についてでございますが、事業者からは、今後、事業予定水域において波浪や潮流などの海象調査を実施し、より詳細なデータを収集する予定というふうに聞いております。

次に、海底の地形図についてであります。現在、事業者が事業予定水域での海域地形調査などを実施しているところでございまして、その調査結果をもとに、今後、洋上風力発電施設の設計を行う予定だというふうに聞いております。

次に、海底における砂の流れの変化などについてでございますが、本港の周辺では、砂の流れは、季節による変動はございますが、通年では東から西へ移動する傾向にございます。管理組合といたしましては、今回の風力発電施設の建設により、航路に影響を及ぼすような砂の流れの変化はないものというふうに考えております。

次に、漂砂による部材等の摩耗についてでございますが、国土交通省が作成した港湾における洋上風力発電施設等の技術ガイドラインによりますと、海底面近傍の基礎部分は漂砂により部材表面が摩耗作用を受けるとされておりますことから、管理組合といたしましては、当ガイドラインに基づき、適切に設計する必要があるというふうに考えております。

また、事業者においては、ガイドライン等の内容を踏まえ、今後、検討や解析を行うものというふうに聞いています。

次に、準備書における風力発電機のメーカーの記載についてであります。メーカーにつきましては、今後、事業者が各種調査結果をもとに最適な風力発電機を決定する予定と聞いております。

また、環境影響評価準備書への記載等につきましては、準備書が環境影響評価法に定められた手続であり、事業者において適切に対応されるべきものというふうに考えております。

次に、騒音の影響についてでございますが、経済産業省からの意見にある発電機や制御装置から発生する純音成分や風車の風切り音であるスイッシュ音の影響については、事業者において適切に分析されるものというふうに考えております。

次に、健康への影響についてでございますが、低周波などによる健康への影響についてはさまざまな意見があることは承知しております。管理組合といたしましては、事業者が環境影響評価に基づき、適切に対応するものと考えております。

次に、公募要件の系統連系に関する事項についてでございますが、公募要件では、電力品質確保にかかわる系統連系技術要件ガイドラインの遵守及び地域電力会社との協議状況の二つの項目について提案を求めており、事業者から提出された企画提案書の内容を審査した結果、公募要件を満たしているものと評価されたものでございます。

次に、準備書における風力発電機の配置についてでございますが、事業者においては、新エネルギー・産業技術総合開発機構、いわゆるNEDOが作成した洋上風力発電導入ガイドブックを参考としながら、現在、想定している風力発電機の効率性などを考慮した上で配置を計画したものと聞いております。

最後に、事業の実現性の評価についてでございますが、事業者からは、現在想定している風力発電機を効率的に配置することにより、発電事業計画の総出力を実現できるというふうに聞いております。

なお、公募の審査基準である事業実施計画の実現性に関する項目では、確実な事業の運営体制や、想定する発電量に関する提案を求めたところでございます。

以上でございます。

**○議長（八田盛茂君）** 小貫元君。

**○5番（小貫元君）** 再質問します。

最初に、来年度予算要望について、ガントリークレーンに関してお聞きします。

小樽市を通じて聞いたところ、苫小牧港のガントリークレーン1基当たりのコンテナ取り扱い量は7万8627TEUと聞いています。石狩湾新港より多くのコンテナを扱っているという現状です。このような利用実績から考え、航路がふえたとしても、1台で十分運用可能であり、増設すべきではありません。お答えください。

故障した場合こそ、小樽港との連携を図ることが同じ石狩湾を構成する港湾管理者としての対応ではないですか、お答えください。

北海道経済に与える影響が大きいということでしたけれども、ガントリークレーンの1基増設に係る母体負担と比べてどのように影響が大きいのか、具体的数字をもって説明してください。

北防波堤についてですが、質問の答えになっていません。年間施工量を勘案したら、来年度の要望も地盤改良100メートルになるのではないですか。額をぴったり20億円にするためではないですか、お答えください。



2014年度の要望が22億円、2015年度は20億円、2016年度も20億円でした。それで2017年度も20億円だったら3年連続で20億円です。年間施工量とは年間施工金額ではないですか、お答えください。

バイオマス発電ですが、立地場所について聞いたら石狩湾新港港内ということでした。新港のどこですか。

輸入量は検討中ということなのですが、そもそも港湾計画の改訂のときに、ヒアリングで事業者から聞いているはずなのに検討中だという答弁でした。それはおいておいて、5万キロワットを発電するには年間どの程度のPKSが必要と見られているのか、説明してください。

次に、洋上風力についてです。

海象調査を行うということなのですが、その理由を示してください。

砂の動きは航路に影響がないと言いますが、近隣の砂浜の砂量へは影響がないと言えるのでしょうか、お答えください。

メーカーが決まっていなくても、騒音への影響などを評価している事業者の姿勢について、管理者として問題だと思いませんか、お答えください。

メーカーが決まっていなくても、ローター直径など詳しい数字が出ています。これはおかしいと思いませんか。技術ガイドラインでは、具体的なメーカーが決まっていない場合は、過去の設置事例の諸元を統計処理した形状諸元を使用してもいいとして参考例が出ています。ここに示されている4000キロワットの風車の各数字を説明し、事業者が提案している数字と比較して変だと思いませんか、お答えください。

あと、いろいろな問題についてですけれども、事業者が適切に対応するのだという人ごとのような答弁でした。管理組合は、現状で示されている計画をもとに占用許可を出す上で課題だと認識することを示す必要があるのではないですか。評価書が確定して、次に占用許可をもらうとなったときに、事業のある部分について、その段階で管理組合からだめ出しされたら評価書の整合性との問題が生じてきます。評価書作成前に法的に位置づけられていなくても管理組合の意見を事業者に言う必要があると考えますが、見解を示してください。

系統連系の問題ですけれども、この協議は公募の段階でどのように提出されたのか、詳細に説明をお願いします。

港湾における風力発電については、公募の前提条件の中で、系統連系の状況等により電力系統の受け入れに制約が明らかになっている場合には、発電量について一定の上限を設けることも適切と考えられるとあります。北電の受け入れに制限があることは明らかなことですから、上限を設けることは考えなかったのか、お答えください。

配置についてですけれども、ガイドブックを参考にしたと言いますが、参考にしていない数字です。NEDOのガイドブックだけでなく、風力発電メーカーの三菱重工のホームページでも同様のことが示されています。要は、ローターの直径の3倍は横に離しなさいよと、10倍は後ろに離しなさいよというのがこれらのメーカーのホームページに載っている内容です。効率性を考慮すれば、現状の計画は約6Dですから、それでいいとする事業者の計画をうのみにして占用許可を出すのでしょうか、その前に管理組合として何らかの確認をするのでしょうか、お答えください。

○議長（八田盛茂君） 専任副管理者小林亘君。

○専任副管理者（小林亘君） 小貫議員の再質問にお答えします。

初めに、来年度の予算要望に関し、まず、ガントリークレーンの増設についてでございますが、本港を利用する荷主企業や船舶代理店からは、国際定期航路の便数の増加など利便性の向上や定時性の確保について強く要請されているところであり、便数の増加による2隻同時荷役への対応や、クレーンの故障や事故による長期にわたる荷役停止の影響などを踏まえ、2基目のガントリークレーンの設置が必要と考えているところでございます。

次に、故障時などにおける小樽港との連携についてでございますが、現状の小樽港のコンテナヤードの広さなどの理由により、本港が長期にわたり荷役を停止した場合に小樽港を利用することは難しい面があるというふうに考えております。

次に、北海道経済への影響についてでございますが、ガントリークレーンの長期の荷役停止による影響を具体的な数字でお示しすることはできませんけれども、本港の外貿コンテナの取り扱いは、本道経済の中心である札幌圏に最も近い港湾として着実に増加しており、寄港地の変更による陸上輸送距離の増加や輸送車両の確保に伴う価格への転嫁などの影響が生じるものと考えております。

次に、北防波堤に係る予算要望についてでございますが、予算要望に当たっては、次年度の予定箇所の施工条件や年間施工量などを踏まえて要望しているものでございます。

次に、予算要望額の算出についてでございますが、予算要望額は、次年度の予定箇所の施工条件や年間施工量などを踏まえて必要額を積み上げたものでございます。

次に、バイオマス発電所の立地場所についてでございますが、現時点で石狩新港新エネルギー発電会社からは具体的な立地場所は公表されておられません。

次に、発電量に対するPKSの必要量についてでございますが、発電に使用する燃料は、PKSのほか、地域材を想定されており、それぞれの必要量につきましては、事業者において現在検討中というふうに聞いております。

次に、洋上風力発電に関し、まず、海象調査を行う理由についてでございますが、事業者からは洋上風力発電施設等の設計のために必要な調査であるというふうに聞いております。

次に、砂浜への影響についてであります。今回の洋上風力発電施設の建設により、近隣の砂浜に影響を及ぼすような砂の流れの変化は生じないものというふうに考えております。

次に、影響の評価に対する事業者の姿勢についてであります。環境影響評価準備書における風力発電機については、具体的なメーカーの機種を想定した上で、その騒音の影響などを記載したと聞いておりますが、それらの記載については、準備書が環境影響評価法に定められた手続であり、事業者において適切に対応されるべきものと考えております。

次に、風力発電機の諸元についてであります。準備書には、国土交通省の技術ラインに示された形状諸元ではなく、具体的なメーカーの風力発電機を想定した上で、その諸元を記載したものであるというふうに聞いております。

次に、環境影響評価への管理組合のかかわりについてでございますが、洋上風力発電施設の水域占用許可に当たっては、港湾法の水域占用許可に係る審査基準のほか、国土交通省の技術ガイドライン

等を参考とし、審査を行うこととなりますが、環境に関する項目につきましては、環境影響評価の結果に基づいて判断することとなります。

次に、系統連系の協議の内容についてでございますが、事業者から提出された企画提案書には、正式な協議に向けた送電線ルートを検討など、公募の時点での地域電力会社との事前協議の内容が記載されているところでございます。

次に、発電量の上限の設定についてでございますけれども、地域電力会社の電力受け入れの制約に対しては発電事業者に対応の余地がありますことから、公募において発電量の上限は設けず、総出力1万キロワット以上を対象としたところでございます。

占用許可における風力発電機の配置についてでございますが、水域占用許可に当たりましては、事業者から申請された風力発電機の配置に対し、国土交通省の技術ガイドラインなどに基づいて審査をすることとなりますが、本来の発電量を得るために目安として示された風向きと直角方向に風車の直径の3倍となる3D、風下方向に10倍となる10Dに相当する距離の確保についても確認することとなります。

以上でございます。

**○議長（八田盛茂君）** 小貫元君。

**○5番（小貫元君）** 再々質問をします。

まず、来年度要望についてですけれども、ガントリークレーンの荷役停止による影響を具体的な数字で示せない。再質問だからそれはわかるのですが、1週間にどれだけコンテナが入ってくるかというのは実績でわかることですし、それが苫小牧港や小樽港に変更した場合や、小樽港のようにクレーン車に対応した場合、過去の経験などから試算できる問題です。そのような試算も示さないで、北海道経済に与える影響は大きいと新しいガントリークレーンの設置を進めることは問題があります。2基併用ということになれば、2基目設置後に古くなっている1基目の更新ということも考えられる問題です。そうなれば、多額の財政負担を母体に負わせることになるのです。

港湾管理者として港湾利用者の要望に応えることは重要ですが、それと同時に財政負担も考えなければならず、ガントリークレーン新設は必要ありません。これは、意見として述べておきます。

北防波堤延伸工事の予算要望ですが、どうも答弁がさっきからかみ合わないのですね。年間施工量が年によって変わっているけれども、予算要求額は変わらない。それは何ですかという単純な問いかけなので、年間施工量がかわっていることを具体的に説明してください。

次に、洋上風力についてです。

環境影響評価など法的に担保された自治体の意見が提出できる準備書段階では調査は必要ないけれども、設計のためには必要な調査と言うその根拠はどこにあるのですか、お答えください。

また、準備書では書かれていないけれども、自治体の意見が言えなくなった後で調査する、このことについて管理者の見解を示してください。

メーカーについてですけれども、決まっていなくて、騒音の影響など、具体的なメーカーの機種を想定した上で準備書に記載しているということでした。メーカーと機種まで想定していながら、それを公表しないということは問題があります。公募により占用予定者を選定したのですから、

占用予定者に対し、港湾管理者としてどの段階でメーカー及び機種公表を求めていくのか、お答えください。

系統連系について、発電事業者に対応の余地があり、上限を設けなかったということでしたけれども、事業者の対応の余地というのはどういうことなのか。また、協議会でどのような議論があって上限を設けないことが決まったのか、説明してください。

次に、風車の配置についてです。

技術ガイドラインに基づく審査とは、具体的にどのような項目を指しますか、示してください。

事業者は、国土交通省の技術ガイドラインに示された諸元を利用していない、こういうことでしたけれども、確かに、この技術ガイドラインの該当部分の主語は港湾管理者となっています。港湾管理者は、洋上風力発電を導入するに当たって、再生可能エネルギー源を利活用する区域を設定する際には、導入する予定の洋上風力の定格出力及び寸法諸元を設定し、洋上風車の配置基数及び配置計画を検討して洋上風力発電の計画規模を決定するとあります。港湾管理者が配置基数や配置計画を検討しなさいという中身です。

そこで、配置計画はどうしたほうがいいですかというくだりで、本質問や再質問で取り上げた3D、10Dの関係が目安として出てくるわけです。距離の確保について確認するということなのですからけれども、風車の間隔が3Dや10D未満であれば占用を許可するのか、しないのか、どちらか、お答えください。

仮に距離が確保されていなくても占用許可を出すということになれば、国のガイドラインが実態と違うということになります。ガイドラインそのものを見直さなければなりません。風力発電導入の基本となっているNEDOのガイドブックや、技術ガイドラインで示されている基準が、実際のエネルギー効率との関係で異なるという認識ですか、管理者の見解を示してください。

**○議長（八田盛茂君）** 専任副管理者小林亘君。

**○専任副管理者（小林亘君）** 小貫議員の再々質問にお答えします。

初めに、来年度の予算要望に関し、北防波堤の予算要望額についてでございますが、年間の施工量は、前年度の工種ごとの進捗状況や当該予定箇所の水深など現地の状況により変わるものであり、予算要望額につきましてはそれらを踏まえて必要額を積み上げたところでございます。

次に、洋上風力発電に関し、まず、海象調査の必要性についてであります。準備書における海象調査については、公表されている既存のデータを用いて手続が進められているというふう聞いておりますが、実際の風力発電施設の設計に当たっては詳細な海象調査が必要になってくるものというふう考えております。

次に、詳細な調査の時期についてでございますが、水域占用許可申請における風力発電施設が詳細な海象データに基づいて設計されたものであれば、港湾管理者といたしましては支障がないものと考えております。

次に、風力発電機のメーカーなどの公表についてでございますが、水域占用許可の審査を行う際には具体的なメーカー及び機種が決定している必要がございますけれども、管理組合から事業者に対し、そのメーカーなどについて公表を求める考えはありません。

次に、公募における系統連系の上限の設定についてありますが、地域電力会社の受け入れの制約に対して事業者の対応の余地があるというのは、事業者が出力変動を緩和するための蓄電池を整備することなどを想定しているところでございます。

また、このような考え方に基づいた公募要項案を石狩湾新港洋上風力発電事業検討協議会にお示したところ、この件に関しては特に意見がなかったことから、事業規模の上限を設けなかったものでございます。

次に、技術ガイドラインに基づく審査についてであります。港湾管理者が水域占用許可を審査するに当たっては、港湾施設との十分な距離の確保や船舶交通への配慮などについて確認することとされております。

次に、風力発電施設の間隔と水域占用許可についてであります。仮に風力発電施設の間隔が3Dや10D未満の場合であっても、水域占用許可の審査において適切と判断される場合には占用を許可することとなります。

最後に、NEDOのガイドブック等の基準についてであります。3D、10Dの間隔は本来の発電量を得るための目安として示されたものであり、実際の風力発電施設の配置においては、事業者が風況シミュレーションを実施し、効率性を考慮した上で決定されるものというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（八田盛茂君）** 以上で、通告のあった質問は終了いたしました。

これをもって、質疑並びに質問を終結いたします。

それでは、日程第3のうち、議案第1号を問題といたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（八田盛茂君）** ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり同意議決されました。

それでは、日程第3のうち、報告第1号を問題といたします。

お諮りいたします。

本件を報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（八田盛茂君）** ご異議なしと認めます。

よって、本件は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、全て議了いたしました。

## 1. 閉 会

**○議長（八田盛茂君）** これをもちまして、平成28年第2回定例会を閉会いたします。

午後3時37分閉会

**○議長（八田盛茂君）** ここで、少々お時間をいただき、管理者から、このたび新たに就任いたしま

す監査委員の紹介があります。

管理者高橋はるみ君。

○**管理者（高橋はるみ君）** それでは、私からご紹介を申し上げます。

新たに監査委員に選任いたしました東陽一さんでございます。

○**監査委員（東陽一君）** ただいまご紹介いただきました東でございます。

このたび、監査委員に選任されました。法令にのっとり、厳正に監査していく所存でございますので、よろしくお願いいたします。

○**管理者（高橋はるみ君）** 以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○**議長（八田盛茂君）** どうもありがとうございました。

東新監査委員におかれましては、公正で効率的な行政運営についてご尽力を賜りたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもって終了いたします。

午後 3 時39分終了